

三労発基0311第6号  
令和7年3月11日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長  
(公印省略)

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」の告示について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」(令和7年厚生労働省告示第24号)【別添1】が令和7年2月19日に告示され、別添2の施行通達に基づき令和9年4月1日から適用することとなりました。

つきましては、その趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。